

「通常の宣伝活動は対象外」の答弁を確認  
「治安条例」の本質は覆ふべからず

「拡声機規制条例」の可決にあたつて――

一九九三年三月十六日 田本共产党京都府議会議員団

## 拡声機規制条例をめぐる取り組みの経過

- 2月26日 府会議員団が知事に拡声機規制条例案の追加提案を行わない  
ように申し入れ——（資料1）

3月5日 京都弁護士会が条例に関する公聴会の開催、審議会の設置を  
求める二件の請願を提出

3月8日 議会運営委員会で府が追加提案予定の条例案を発表  
府会議員団が団長談話を発表——（資料2）

3月11日 本会議で知事が条例案を提案  
岩田隆夫議員、関矢昭議員が質疑に立ち、撤回を求め、追及

## 条例案の撤回を主張し 底審議のため奮闘 御

三月十一日、予算案審議中の二月府議会定例会に、緊急追加提案された拡声機規制案は、本日、わが議員団のみの反対、自民、社会、公明、新政会の賛成で可決された。

反憲法的本質を示した自民、  
社会、公明、新政

一方、日頃憲法を守ると公言しながら、憲法で保証された民主主義の根幹である言論表現の自由を侵す重大な恐れのある治安条例の本質を持つこの条例に無条件に賛成、成立させた自民

明党は一貫して早期制定を主張してきたばかりか、本議会でもすべての審議の場でほとんど発言せず、原案無条件支持の立場を鮮明にして臨

の前に示したものであることを強調しておきたい。

かいを

この中で知事は「言論の自由と公共の福祉には十分意を尽くして規制に当たる。労働・市民運動などは、これまで通りであれば条例適用の対象としない」、府警本部長は「通常の政治活動、労働運動などは条例の規制対象に入れない」、警備部長は「音量測定もしない」と言明せざるを得ず、議会としてこの声明を確認した。

体質を暴露して奮闘した。

に与える治安条例である本質を暴露した。さらに、この条例が右翼の暴騒音による異常な妨害行動の取締りを口実にしながら、すべての拡声機使用者を規制の対象として言論表現の自由を妨害する加害者と、その被害者を一括一律に規制する条文になつてゐる根本矛盾などを具体的に